

保育士の方の就職や職場復帰を応援します！まずはとちぎ保育士・保育所支援センターにお問い合わせください。

## 令和2年度保育士の就職準備金貸付制度のご案内

就職活動や就労に必要な費用 **40万円**までをお貸しします。

保育士として**週20時間以上**勤務の方が対象です。

**2年間**勤務すれば**全額返還免除！**

### 【貸付対象者】

保育士として週20時間以上の勤務に就く方で①、②の要件全てに該当する方。

① 以下の施設又は事業を離職した方、または勤務経験のない方

保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、幼稚園

② 県内の保育所等（※）に新たに勤務する方（2020年4月1日以降就労予定の方）

ただし、新規卒業者にあつては、就職するため他県から本県に転入した方

保育所等（※）とは、以下に掲げる施設・事業所です。

- |  |           |             |
|--|-----------|-------------|
| ア 保育所                                  | イ 認定こども園  |             |
| ウ 幼稚園（預かり保育を常時実施している施設又は認定こども園移行予定の施設） |           |             |
| エ 家庭的保育事業                              | オ 小規模保育事業 | カ 居宅訪問型保育事業 |
| キ 事業所内保育事業                             |           |             |
| ク 病児保育事業                               | ケ 一時預かり事業 |             |
| コ 離島その他の地域で特例保育を実施する施設                 |           |             |
| サ 認可外保育施設のうち、地方公共団体の単独保育施策を行っている施設     |           |             |
| シ 企業主導型保育事業                            |           |             |

### 【貸付額】

保育士として就職するにあたり必要な経費として、一人1回 400,000円以内

### 【申請方法】

**(1)**とちぎ保育士・保育所支援センターに電話連絡（028-307-4194）のうえ、お仕事を探している期間に次の書類をご提出ください。（エントリー受付）

①届出書（兼求職登録票）

②利用計画書及び職歴報告書

③保育士サポートシステム登録票（インターネットでの登録が済んでいる方は提出不要）

**(2)**就労開始日を含む月の翌々月末までに申請書を提出してください。（末日が土日祝日の場合は、提出期限はその前の平日）

申請に係る上記書類はとちぎ保育士・保育所支援センターホームページからダウンロードできます。なお、書類の提出については、とちぎ保育士・保育所支援センター窓口又は裏面の「福祉のお仕事出張相談」

裏面に続く

に申請者本人が持参してください。「令和2年度就職準備金貸付事業の実施について」の案内をよく読み申請してください。

福祉のお仕事出張相談開設日（5月～3月開設）時間13:00～16:00（受付は15:45まで）

会場	開設日	会場	開設日
ハローワーク鹿沼	第1・3火曜日	ハローワーク大田原	第1・3月曜日
ハローワーク栃木	第1・3火曜日	ハローワーク小山	第2・4火曜日
ハローワーク佐野	第1・3水曜日	ハローワーク日光	第4水曜日
ハローワーク足利	第2・4水曜日	ハローワーク黒磯	第2・4月曜日
ハローワーク真岡	第1・3水曜日	ハローワーク那須烏山	第2水曜日
ハローワーク矢板	第2火曜日	※祝日は相談をお休みさせていただきます。	

### 【返還の免除】

次の要件を満たした場合、全額返還免除されます。

貸付けを受けた方が県内の保育所等で保育の業務に従事し、かつ、2年間引き続きこれらの業務に従事したとき。

※災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により休暇・休業を取得する場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなし、直ちに返還とはなりません。ただしこの期間は、上記の免除要件となる「2年間」には算入されません。（申請が必要となりますので、必ずセンターにご連絡ください。）

### 【申請前にご確認いただくこと】

- 1 貸付人数は毎年度の予算の範囲内で決まります。
- 2 貸付けには連帯保証人が必要です。（申請者と別生計で独立した生計を営む成年の方を連帯保証人にしてください。）
- 3 返還が必要となる場合  
県内の保育所等において保育の業務に従事しなくなったとき。
- 4 返還期間  
3の事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、24か月以内に返還していただきます。
- 5 延滞利子  
正当な理由がなく返還すべき日までに返還しなかった場合、延滞利息 年3%がかかります。

お申込み・お問い合わせ先

## とちぎ保育士・保育所支援センター

センター開所日時：月曜日～金曜日の9:00～17:00、毎月第3土曜日の9:00～17:00

※当センターでは保育に関する無料職業紹介事業を行っております。

保育のお仕事をお探しの方の個別相談、保育事業所に特化した合同就職相談会の開催や保育士未経験の方やブランクのある方の職場復帰セミナー等の事業を実施しています。お気軽にご相談ください。

〒320-8508

栃木県宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 3階

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター内

TEL：028-307-4194 FAX：028-623-4963

E-mail [info@tochigi-hoikushi-center.org](mailto:info@tochigi-hoikushi-center.org)

[制度の詳しい内容や提出書類は、とちぎ保育士・保育所支援センターホームページにてご確認ください。](#)

とちぎ保育士・保育所支援センター

検索

未就学児を持つ保育士の方の就職や職場復帰を応援します！

まずはとちぎ保育士・保育所支援センターにお問い合わせください。

## 令和2年度保育料の一部貸付事業のご案内

**保育料の半額**（上限月額2万7千円）をお貸しします。

保育士として**週20時間以上**勤務の方が対象です。

**2年間**勤務すれば**全額返還免除!**

### 【貸付対象者】

保育士として**週20時間以上**の勤務に就く方で、未就学児を持ち、当該未就学児を保育所等（※1）に預けることが決定している方のうち、①又は②に該当する方。

（※1）未就学児を預ける保育所等とは保育所、認定こども園等です。詳細はお問い合わせください。

- ① 保育士として、県内の保育所等（※2）に新たに勤務する方。（2020年4月1日以降就労予定の方）
- ② 県内の保育所等（※2）に雇用されている保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する方。（2020年4月1日以降復帰予定の方）

保育所等（※2）とは、以下に掲げる施設・事業所です。

- |  |           |             |
|--|-----------|-------------|
| ア 保育所                                  | イ 認定こども園  |             |
| ウ 幼稚園（預かり保育を常時実施している施設又は認定こども園移行予定の施設） |           |             |
| エ 家庭的保育事業                              | オ 小規模保育事業 | カ 居宅訪問型保育事業 |
| キ 事業所内保育事業                             |           |             |
| ク 病児保育事業                               | ケ 一時預かり事業 |             |
| コ 離島その他の地域で特例保育を実施する施設                 |           |             |
| サ 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策を行っている施設  |           |             |
| シ 企業主導型保育事業                            |           |             |

### 【貸付内容】

貸付額 保育料の半額で、月額2万7千円以内（未就学児が複数いても左記の金額内）

貸付期間 保育所等に保育士として勤務する期間。ただし、貸付額は勤務を開始した月から起算して12か月分を限度とします。

### 【申請方法】

「令和2年度未就学児をもつ保育士の保育料一部貸付事業の実施について」の案内をよく読み申請してください。

とちぎ保育士・保育所支援センターに電話連絡（028-307-4194）のうえ、就労開始日（産休・育休復帰日）を含む月の翌々月末日（末日が土日祝日の場合はその前の平日が提出期限）までに裏面に記載してある書類を申請者本人が持参にてご提出ください。

## 【申請書類】

①、②、③の書類はとちぎ保育士・保育所支援センターホームページからダウンロードできます。  
なお、書類の提出については、とちぎ保育士・保育所支援センター窓口又は下記「福祉のお仕事出張相談」に申請者本人が持参してください。

- ①貸付申請書
- ②業務従事証明書
- ③保育士サポートシステム登録票（インターネットで登録が済んでいる方は提出不要）
- ④住民票（申請者、入所児、保育料決定通知を受けた方が確認できるもの 発行から3か月以内）
- ⑤保育士証の写し（旧姓では申請できません。必ず現姓に登録しなおしてください。）
- ⑥保育料決定通知の写し

福祉のお仕事出張相談開設日（5月～3月開設）時間 13:00～16:00（受付は15:45まで）

会場	開設日	会場	開設日
ハローワーク鹿沼	第1・3火曜日	ハローワーク大田原	第1・3月曜日
ハローワーク栃木	第1・3火曜日	ハローワーク小山	第2・4火曜日
ハローワーク佐野	第1・3水曜日	ハローワーク日光	第4水曜日
ハローワーク足利	第2・4水曜日	ハローワーク黒磯	第2・4月曜日
ハローワーク真岡	第1・3水曜日	ハローワーク那須烏山	第2水曜日
ハローワーク矢板	第2火曜日	※祝日は相談をお休みさせていただきます。	

## 【返還の免除】

次の要件を満たした場合、全額返還免除されます。  
・貸付けを受けた方が県内の保育所等で保育の業務に従事し、かつ、2年間引き続きこれらの業務に従事したとき。  
※災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により休暇・休業を取得する場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなし、直ちに返還とはなりません。ただしこの期間は、上記の免除要件となる「2年間」には算入されません。（申請が必要となりますので、必ずセンターにご連絡ください。）

## 【申請前にご確認いただくこと】

- 1 貸付人数は毎年度の予算の範囲内で決まります。
- 2 貸付けには連帯保証人が必要です。（申請者と別生計で独立した生計を営む成年の方を連帯保証人にしてください。）
- 3 返還が必要となる場合  
県内の保育所等において保育の業務に従事しなかったとき。
- 4 返還期間  
3の事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸付けした期間の2倍に相当する期間以内に返還していただきます。
- 5 延滞利子  
正当な理由がなく返還すべき日までに返還しなかった場合、延滞利息 年3%がかかります。

お申込み・お問い合わせ先

# とちぎ保育士・保育所支援センター

センター開所日時：月曜日～金曜日の9:00～17:00、毎月第3土曜日の9:00～17:00

※当センターでは保育に関する無料職業紹介事業を行っております。

保育のお仕事をお探しの方の個別相談、保育事業所に特化した合同就職相談会の開催や保育士未経験の方やブランクのある方の職場復帰セミナー等の事業を実施しています。お気軽にご相談ください。

〒320-8508

栃木県宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 3階

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター内

TEL: 028-307-4194 FAX: 028-623-4963

E-mail info@tochigi-hoikushi-center.org

制度の詳しい内容や提出書類は、[とちぎ保育士・保育所支援センターホームページにて](#)  
[ご確認ください。](#)

とちぎ保育士・保育所支援センター

検索 